

# 山梨県公報

号外第十八号

令和二年

三月三十一日

火曜日

## 目次

### 規則

- 山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 監査委員……………二
- 山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 技能労務職員の給与に関する規則を廃止する規則……………二
- 山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示……………二
- 山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………四

## 規則

### 山梨県規則第三十八号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三号様式(その一)(裏面)及び(その五)(裏面)、第五号様式(裏面)、第八号様式(裏面)、第四十五号様式(裏面)並びに第四十七号様式(裏面)中「**附**」を「**附**」に改める。

教育活動分

教育活動分

国際競技大会分

第七十九号様式中

に改める。

### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 山梨県規則第三十九号

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十五年山梨県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、同表三の項中「**二十三**」の六の項トを「**二十三**」の八の項トに改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 特例条例第二条の表二

十三の三の項ハの規定に

より定める事務

山梨県文化財保護条例施行規則(令和二年山梨県

規則第二十三号。以下この項において「規則」とい

う。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 規則第二条の文化財指定申請書の受理
ロ 規則第三条の文化財指定同意書の受理
ハ 規則第四条第二項の指定書再交付申請書の受理
ニ 規則第九条第一項の文化財現状変更許可申請書の受理
ホ 規則第九条第三項の規定による報告の受理
ヘ 規則第十二条第三項の認定書再交付申請書の受理
ト 規則第十五条の出土文化財譲与（譲渡）申請書の受理

附則  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県規則第四十号**

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十五年山梨県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し及び同条第一項第二号中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「ねこ」を「猫」に改め、「（支所を置く保健福祉事務所にあつては、当該支所。以下同じ。）」を削る。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**監査委員**

**山梨県監査委員規則第一号**

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日	山梨県監査委員	小島 徹
	同	小泉 久司
	同	桜本 広樹
	同	永井 学
山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則		
山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則（昭和四十八年山梨県監査委員規則第一号）の一部を次のように改正する。		
第一条第一項中「及び副主査」を、「副主査及び専門員」に改める。		
<b>附則</b>		
この規則は、令和二年四月一日から施行する。		

**山梨県監査委員規則第二号**

技能労務職員の給与に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県監査委員 小島 徹

同 小泉 久司

同 桜本 広樹

同 永井 学

技能労務職員の給与に関する規則を廃止する規則

技能労務職員の給与に関する規則（平成十一年山梨県監査委員規則第二号）は、廃止する。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県監査委員告示第二号**

山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県監査委員 小島 徹

同 小泉 久司

同 桜本 広樹

同 永井 学

山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示

山梨県監査委員職務執行規程（昭和四十八年山梨県監査委員告示第一号）の一部を次

のように改正する。

第二条第一項中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四条中第二号を削り、同条第三号中「監査等の年間計画」を「監査計画」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 監査の請求又は要求に基づく監査の実施に関すること。

第四条第四号中「実施及びその結果の決定」を「結果及び勧告」に改め、同条中第九号を第二十三号とし、第十八号を第二十二号とし、同条第十四号中「監査委員」を「委員」に改め、同条を同条第十八号とし、同条の次に次の三号を加える。

十九 住民監査請求後の当該請求に関する請求権その他の権利の放棄に関する議決についての意見に関すること。

二十 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に関する議決についての意見に関すること。

二十一 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例に関する議決についての意見に関すること。

第四条中第十五号から第十七号までを削り、同条第十三号中「監査委員」を「委員」に改め、同条を同条第十七号とし、同条中第十二号を第十六号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第六号から第八号までを削り、第五号の次に次の七号を加える。

六 監査又は検査の結果に関する報告に関すること。

七 監査の結果に関する報告（定例監査、随時監査、行政監査、財政的援助団体等監査、議会の請求に基づく監査、知事の要求に基づく監査及び直接請求に基づく監査に係るものに限る。次号において同じ。）に添える意見に関すること。

八 監査の結果に関する報告に係る勧告に関すること。

九 決算審査に係る意見に関すること。

十 基金運用状況審査に係る意見に関すること。

十一 健全化判断比率等審査に係る意見に関すること。

十二 内部統制評価報告書審査に係る意見に関すること。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とする。

第八条から第十一条までを削り、第十二条を第六条とし、第十三条を第七条とする。

### 附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

### 山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県監査委員

小島 徹

同

小泉 久司

同

桜本 広樹

同

永井 学

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「委員及び」を「山梨県監査委員（以下「委員」という。）及び」に改め、同条第十四号中「県が財政的援助を与えているものの監査」を「財政的援助団体等監査」に改め、同条第十五号中「一定数の選挙権を有する者の請求」を「直接請求」に改め、同条第十六号中「要求による」を「請求に基づく」に改め、同条第十七号中「要求による」を「要求に基づく」に改め、同条第二十二号中「基金運用審査」を「基金運用状況審査」に改め、同条第二十四号中「住民の監査請求」を「住民監査請求」に改め、同条第二十八号中「県議会」を「議会」に改め、同条第三十七号及び第三十八号中「監査委員」を「委員」に改め、同条に次の六号を加える。

四十二 内部統制評価報告書審査の実施に関すること。

四十三 監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認められる事項についての勧告に関すること。

四十四 監査の結果に関する報告の決定について、合議により決定することができない事項がある場合の意見の提出に関すること。

四十五 住民監査請求後の当該請求に関する請求権その他の権利の放棄に関する議決についての意見の通知に関すること。

四十六 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に関する議決についての意見の通知に関すること。

四十七 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例に関する議決についての意見の通知に関すること。

第三条第七項中「主任」の下に「、専門員」を加える。

第六条第七号中「山梨県監査委員職務執行規程（昭和四十八年山梨県監査委員告示第一号。以下「委員職務執行規程」という。）第六条の規定による」を削り、「委員職務執行規程」を「山梨県監査委員職務執行規程（昭和四十八年山梨県監査委員告示第一号）」に、「監査委員」を「委員」に改め、同条第十一号中「委員職務執行規程」を「山梨県監査委員職務執行規程」に、「監査委員」を「委員」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

### 山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県監査委員	小島	徹
同	小泉	久司
同	桜本	広樹
同	永井	学

#### 山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時又は非常勤の職員を除き、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。以下」を「以下」に改める。

第四条第一項中「職員は」を「職員（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員、同法第二十二条の三第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項第二号の規定により臨時的に任用された職員及び同法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された短時間勤務の職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は」に改める。

第二十五条中「及び戸締り等」を「、戸締り等」に、「うえて退室届を守衛に提出して」を「上で」に改める。

第二十七条第十一号を削る。

#### 附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。